

千歳小学校 PTA 会則

第 1 章 名称

第 1 条 この会は、千歳小学校 PTA と称し、その事務所を世田谷区立千歳小学校に置く。

第 2 章 目的および活動

第 2 条 この会は次の目的を持つ。

- (1) 学校教育に協力し、児童の福祉を増進すること。
- (2) 会員の教養を高め、親睦を図ること。

第 3 条 この会は、前条の目的を遂げるために、次の活動をする。

- (1) 児童の福祉健康に関すること。
- (2) 児童の生活補導に関すること。
- (3) 会員の修養親睦に関すること。
- (4) その他、教育上必要と認められること。

第 3 章 会員

第 4 条 この会の会員となることができる者は、千歳小学校児童の保護者、および千歳小学校教員とする。

第 4 章 役員および会計監査

第 5 条 この会は、次の役員を置く。

- 会 長 1 名 （保護者）
- 副会長 5 名 （保護者 4 名・副校長 1 名）
- 書 記 3 名 （保護者 2 名・教員 1 名）
- 会 計 3 名 （保護者 2 名・教員 1 名）

世小 P 当番校等の場合は必要に応じて、人数を増やすことができる。

第 6 条 役員の任務は、次の通りとする。

- (1) 会長はこの会を代表し、会務の運営にあたる。
- (2) 副会長は会長の補佐および外部団体との連絡・協議の任にあたる。
- (3) 書記は庶務をつかさどり、総会および運営委員会の通知および記録に務める。
- (4) 会計はこの会の全ての収入・支出を正確に記録し、総会の都度、収入・支出を報告し、定期総会においては、会計監査を経た決算報告をする。
- (5) 校長は学校を代表し、各会議に随時出席する。

第 7 条 この会に会計監査を 2 名置く。会計監査は、年度内に必要に応じて会計を監査し、その結果を定期総会に報告する。

第 5 章 役員・会計監査等の選出および任期

第 8 条 役員・会計監査・校外正副委員長・運動会正副委員長・ぱる正副委員長の選出は、指名委員会をつくり、会員中より候補者をあげて審査し、指名委員の無記名投票過半数により、本人の同意を得た上、毎年 3 月に定期総会を開いて承認を得る。

ただし、指名委員は、会計監査・役員等の候補者とならない。

第 9 条 指名委員は次の委員により構成され、その氏名は全会員に発表しなければならない。この委員会は役員決定後、解散する。

- (1) 保護者 6 名（運営委員より、各学年 1 名選出。ただし、役員は除く）
- (2) 教員 2 名（教員より選出）

第 10 条 指名委員会は委員の互選で、委員長 1 名、副委員長 3 名を選出する。ただし、1 名の副委員長は教員がなる。

第 11 条 教員の役員は学校に一任する。

第 12 条 この会の役員の任期は、1 ヶ年とする。ただし、再任の場合は、1 ヶ年を原則とする。

第 6 章 組織

第 1 節 会議

第 13 条 この会の会議は次の通りとする。

- (1) 定期総会
- (2) 臨時総会
- (3) 役員会
- (4) 運営委員会
- (5) 各委員会
- (6) 学級会

第 2 節 総会

第 14 条 総会はこの会の最高議決機関であり、定期総会と臨時総会とに分けられる。定期総会は毎年度始めと毎年度末に開き、臨時総会は必要に応じて開くことができる。

第 15 条 定期総会には次の事項が行われる。

- (1) 前年度の決算の承認
- (2) 新役員の承認

- (3) 会計監査の承認
- (4) 各委員会の委員長および委員の紹介
- (5) 新年度の活動計画および予算の決定
- (6) その他

第 16 条 総会の日時・場所・および議題は、5 日前までに全会員に通知する。

第 17 条 総会の成立は全会員の 5 分の 1 以上（書面・ウェブ媒体を含む）として委任状を認める。議決は行使された議決権の過半数（書面・ウェブ媒体を含む）の同意を必要とする。

第 3 節 役員会

第 18 条 役員会は必要と思われる事項について、随時開くものとする。

第 4 節 運営委員会

第 19 条 運営委員会は総会につく議決機関で、校長・副校長・この会の役員・会計監査・各委員会の正副委員長・学級委員・各同好会代表によって構成される。

第 20 条 運営委員会はこの会の運営に必要な事項を審議し処理する。

第 21 条 運営委員会は会長が必要と認めたととき、または構成員の 2 分の 1 以上の要求があったとき開くものとする。

第 22 条 運営委員会は委員の 2/3 以上（書面・ウェブ媒体を含む）によって成立し、議決は行使された議決権の過半数（書面・ウェブ媒体を含む）の同意を必要とする。

第 5 節 委員会

第 23 条 この会の活動のために、実行機関として次の委員会を置く。

- (1) 校外委員会 児童の校外活動に関する事項
- (2) 家庭教育学級委員会 会員の文化教養に関する事項
- (3) 単位 PTA 研修委員会 子育てに関して先生と保護者、相互の学び合いに関する事項
- (4) 広報委員会 広報活動に関する事項
- (5) 卒業対策委員会 卒業に関する事項
- (6) ワールドルームけやき委員会 帰国児童・外国籍児童のための帰国適応学級に関する事項
- (7) その他

第 24 条 各委員会は、保護者より選ばれた委員と、教員（1 名）により構成される、各委員会的人数・構成は、別途定める。

第 25 条 各委員会は、委員の互選で委員長（1 名）・副委員長を選任する。ただし、副委員長のうち 1 名は教員となる。

第 26 条 各委員会の委員長、副委員長の任期は 1 年とする。ただし再任を妨げない。

第 6 節 学級会

第 27 条 学級会は学級に属する全会員と、学級担任教員とによって構成される。

第 28 条 学級会は互選によって学級委員（2 名）・各委員を選出する。

第 29 条 学級会は PTA 活動の基盤として、教育について意見を交換し合い、理解を深め、学級経営に協力する。

第 7 章 会計

第 30 条 この会の経費は、会費およびその他収入で賄う。

第 31 条 会員は総会で決められた会費を納めるものとする。

第 32 条 この会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 雑則

第 33 条 役員および委員に欠員を生じた場合は、運営委員会の承認を経て、必要に応じて補充する。ただし、任期は残任期間とする。

第 34 条 会則を変更する場合は、総会において、出席者の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。ただし、改正案の提出については、総会の 5 日前までにその内容を全会員に通知しておかなければならない。

第 35 条 地震、豪雨等の天災、火災、ストライキ、疫病、または暴動その他の事態により、総会または運営委員会を開催することができず、やむを得ない必要があるときは、次の対応をとることができる。

- (1) 役員会は、総会を開催することが現実的に可能となるまで、定期総会の開催を延期する決定、または、総会を書面にて開催する決定をすることができる。
- (2) 役員会および運営委員会は、総会を開催することが現実的に可能となるまでの間、必要に応じて、学校と話し合い了承を得て、会則その他この会の規定とは異なる運用を行うことができる。ただし、当該運用は臨時のものであって、会則を変更することはできず、会則を変更するには、総会の開催が現実的に可能となった時点において、第 34 条による決議を経なければならない。また、当該総会決議までの期間に行われた運用について、反対意見が出され、その議題が第 16 条および第 17 条に規定する手続きを経て総会で議決された場合は、当該緊急時の運用は、総会決議の時点で将来に向かって効力を失う。
- (3) 役員会は、運営委員会を開催することが現実的に可能となるまでの間、運営委員会に代わり、この会の運営に必要な事項を審議し、処理することができる。ただし、当該処理について、その後の運営委員会において反対意見が出た場合は、話し合い、解決するものとする。

(4) 会計は、新年度の予算が総会で承認される前であっても、総会の開催が可能となり予算が承認されるまでの間、この会の運営に必要な会費の運用を行う。当該会費の運用は、予算または決算に反映し、その後開催された総会において承認を得る。

(5) 役員は、任期終了後も、新役員が職務を行うことが可能になるまで、引き続き職務を行うことができる。

- 付則 第1条 この会則は、昭和42年7月18日より実施する。
- 第2条 会則の第36条から第42条を削除し、平成12年4月1日より実施する。
- 第3条 役員・会計監査の選出に関する条項（第5章、第8条）の一部を改正し、平成14年4月1日より実施する。
- 第4条 役員・会計監査の選出に関する条項（第5章、第8条）、指名委員会に関する条項（第5章、第10条）、委員会に関する条項（第6章、第5節、第23条）の一部を改正し、平成15年4月1日より実施する。
- 第5条 役員および会計監査の選出に関する条項（第4章、第5条）、役員・会計監査の選出に関する条項（第5章、第8条・第11条）の一部を改正し、平成16年4月1日より実施する。
- 第6条 組織に関する条項（第6章、第5節、第23条）の一部を改正し、平成21年4月1日より実施する。
- 第7条 組織に関する条項（第6章、第5節、第23条）の一部を改正し、平成22年4月1日より実施する。
- 第8条 組織に関する条項（第6章、第4節、第19条）、組織に関する条項（第6章、第5節、第23条）の一部を改正し、平成23年4月1日より実施する。
- 第9条 組織に関する条項（第6章、第5節、第23条）の一部を改正し、平成24年4月1日より実施する。
- 第10条 役員・会計監査の選出に関する条項（第5章、第8条）の一部を改正し、平成25年4月1日より実施する。
- 第11条 役員・会計監査の選出に関する条項（第5章、第8条）、組織に関する条項（第6章、第5節、第23条）の一部を改正し、平成26年4月1日より実施する。
- 第12条 役員・会計監査の選出に関する条項（第5章、第8条）、組織に関する条項（第6章、第4節、第22条）の一部を改正し、平成27年4月1日より実施する。
- 第13条 組織に関する条項（第6章、第5節、第24条）の一部を改正し、平成30年4月1日より実施する。
- 第14条 会員に関する条項（第3章、第4条）の一部を改正し、平成31年4月1日より実施する。
- 第15条 (1) 組織に関する条項（第6章、第2節、第15条）、組織に関する条項（第6章、第5節、第23条）、および役員等の欠員に関する条項（第8章、第33条）の一部を改正する。
(2) 第8章の表題を「雑則」とし、従前の第35条～第55条を「付則」として条文番号を改める。
(3) 緊急時の対応に関する条項（第8章、第35条）を新設する。
(4) 本条の改正は、令和3年4月1日より実施する。

(※会則は、毎年見直しされています。)

千歳小学校 PTA 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 本規則は、千歳小学校PTA（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿およびその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA会長とする。

(取扱者)

第4条 1 本会における個人情報データベースの取扱者は、PTA役員とする。

2 本会における校外全地区班名簿データベースの取扱者は、PTA役員および校外正副委員長とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を定め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報等を収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得るものとする。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

(1) 会費の集金およびその管理

- (2) 会員および各種委員会の名簿作成
- (3) 会員への文書送付および会員同士の連絡
- (4) P T A行事の運営および管理
- (5) その他P T A運営上必要とみとめられる事項
(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 1 個人情報は管理者又は取扱者が保管し、適正に管理するものとする。

2 不要となった個人情報は管理者承認のもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管および持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトの使用やファイルにパスワードをかけるなど適切な状態で保管等することとする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合

(4) 国の機関もしくは地方公共団体、またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報を第三者(第11条第1号から第4号の場合および県、市役所、区役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

(1) 第三者の氏名

(2) 提供する対象者の氏名

(3) 提供する情報の項目

(4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者(第11条第1号から第4号の場合および県、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

(1) 第三者の氏名

(2) 第三者が個人情報を取得した経緯

(3) 提供を受ける対象者の氏名

(4) 提供を受ける情報の項目

(5) 対象者の同意を得ている旨

ただし事業者でない個人から提供を受ける場合はこの限りでない。

(情報開示等)

第14条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に基づきこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちにP T A会長(管理者)に報告する。

(研修)

第16条 本会は、P T A役員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第17条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第18条 本会の「千歳小学校P T A個人情報取扱規則」の改正は、総会において行うこととする。

附則 第1条 本規則は、平成29年6月22日より施行する。

第2条 第9条を一部改正し、平成30年4月1日より施行する。